

第2章 人権をめぐる国内外の動向

1 国外の動向

悲劇と破壊をもたらした二つの世界大戦の反省から、国際連合(国連)は、昭和23(1948)年に「世界人権宣言」を採択し、以来、「人種差別撤廃条約」「国際人権規約」「女子差別撤廃条約」等を採択し、国際的な人権規範を整備して、人権が尊重される社会の実現に向けた取組を進めてきました。

平成6(1994)年には、平成7(1995)年からの10年間(1995～2004年)を「人権教育のための国連10年」とする決議を行い、各国に対して、行動計画の実施に貢献すること等を求め、その精神は、平成17(2005)年に開始された「人権教育のための世界計画」に受け継がれています。

さらに、平成元(1989)年には「児童の権利条約」、平成18(2006)年には「強制失踪条約」及び「障害者権利条約」、平成19(2007)年には「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択されるなど、人権課題の個別分野ごとの具体的な国際規範の整備が進んできました。

ビジネスと人権の分野では、平成23(2011)年に国連人権理事会で採択された「ビジネスと人権に関する指導原則」が、企業が人権の保護・尊重に取り組むための国際的な基準となっています。

また、平成27(2015)年に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標(SDGs)では、「誰一人取り残さない」という理念を掲げ、全ての人の人権の実現を目指すことが示されています。

このような人権保障の取組が進む一方で、世界各地で様々な戦争や紛争等が発生しており、多くの人々が今もなお基本的人権を脅かされている現状があります。

2 国内の動向

(1) 国の動向

憲法において、人が生まれながらにして持つ権利である基本的人権の尊重を基本原理の一つとして保障するとともに、人権に関する条約の批准や法の整備等が進められてきました。

平成6(1994)年に国連で決議された「人権教育のための国連10年」を受け、平成9(1997)年に国内行動計画を策定するとともに、平成12(2000)年に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」において、国・地方公共団体及び国民の責務等が具体的に定められ、各自治体で地域の実情に合わせた様々な取組が進められてきました。

近年では、平成24(2012)年に「障害者虐待防止法」、平成25(2013)年に「いじめ防止対策推進法」、平成26(2014)年に「子どもの貧困対策法」が、平成28(2016)年には「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」が施行されたほか、令和5(2023)年には「こども基本法」「LGBT理解増進法」、

令和 6(2024)年には「認知症基本法」「困難女性支援法」が施行されるなど、社会経済情勢の変化等を踏まえ、各人権課題に対する個別法の整備が進んでいます。

(2) 東京都の動向

東京都では、都が取り組むべき人権施策の基本理念や施策展開に当たっての考え方を示した「東京都人権施策推進指針」を平成 12(2000)年に策定し、平成 27(2015)年に同指針を改定しました。

東京オリンピック・パラリンピック大会の開催を踏まえ、平成 30(2018)年には、オリンピック憲章にうたわれる「いかなる種類の差別も許されない」という理念が広く都民に浸透した都市の実現を目指す「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」を制定し、啓発・教育等の人権施策を総合的に実施しています。

また、「東京都障害者への理解促進及び差別解消に関する条例」(平成 30(2018)年)や「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」(令和元(2019)年)、「東京都犯罪被害者等支援条例」(令和2(2020)年)、「東京都子ども基本条例」(令和 3(2021)年)、「東京都カスタマー・ハラスメント防止条例」(令和 6(2024)年)の制定等、人権が尊重される都市の実現を目指した具体的な取組が進められています。

3 区の動向

区においては、平成 13(2001)年に、「荒川区人権推進指針」を策定し、区の人権施策の基本的な考え方と施策の方向性を明らかにするとともに、人権課題の解決に向けて、女性や子ども、高齢者、障がい者、被差別部落出身者、性的マイノリティ等に対する差別や偏見等の解消を目指した取組を進めてきました。

例えば、女性の分野では荒川区配偶者暴力相談支援センターの設置(平成 27(2015)年)、子どもの分野では児童相談所機能を有する子ども家庭総合センターの開設(令和 2(2020)年)や「荒川区子どもの権利条例」の制定(令和 5(2023)年)、性的マイノリティの分野では専門相談窓口の設置(平成 31(2019)年)や荒川区同性パートナーシップ制度の導入(令和 4(2022)年)等、偏見・差別の解消や相談機能の充実に向けた取組を推進してきました。

4 区における人権意識の現状と認識

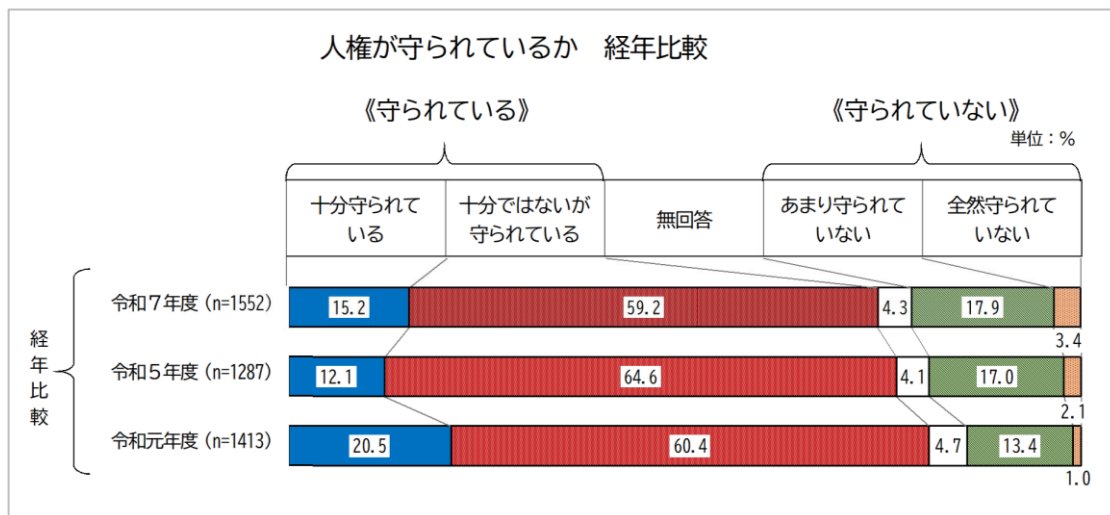
令和 5(2023)年度の第48回荒川区政世論調査、令和7(2025)年度の第50回荒川区政世論調査における人権に関する意識の調査結果は以下のとおりです。

●人権が守られているか(令和元(2019)・令和 5(2023)・令和7(2025)年度調査)

経年比較でみると、「十分守られている」と「十分ではないが守られている」を合わせた《守られている》は、前回の令和元(2019)年度が 80.9%、令和5(2023)年度が 76.7%、令和7(2025)年度が 74.4%で、年々減少しています。一方、「あまり守られていない」と「全然守られていない」を合わせた《守られていない》は、令和元

(2019)年度が 14.4%、令和5(2023)年度が 19.1%、令和7(2025)年度が 21.3%と、年々増加しています。

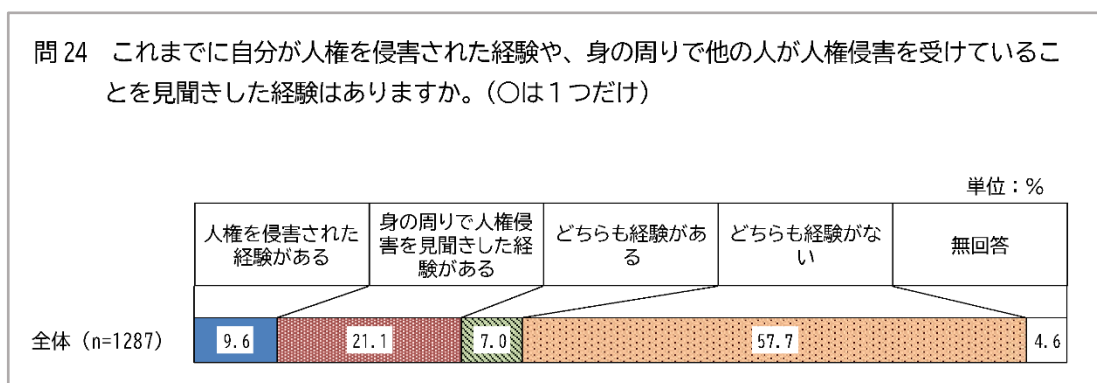
この背景には、社会全体における人権侵害事案の顕在化や、これに伴う人権意識の高まり等があるものと考えられ、人権が守られる社会の実現に向け、啓発等の取組を一層推進していく必要があります。



●人権を侵害された経験(令和 5(2023)年度調査)

「人権を侵害された経験がなく、身の周りで見聞きした経験もない」(57.7%)と回答した人が5割半ばを超えて最も多く、次いで「身の周りで見聞きした経験がある」(21.1%)、「人権を侵害された経験がある」(9.6%)、「どちらも経験がある」(7%)と回答した人が続いています。自身の人権を侵害された経験がある人の合計は16.6%で、およそ6人に1人となっています。

「どちらも経験がない」と回答した5割半ばを超える人にも、人権侵害は他人事ではなく、身近にも侵害を受けている人がいること、人権侵害にあたる言動は許されないものであることを意識できるような啓発の実施等により、人権侵害のない、互いの人権を尊重する社会を築いていくことが求められています。

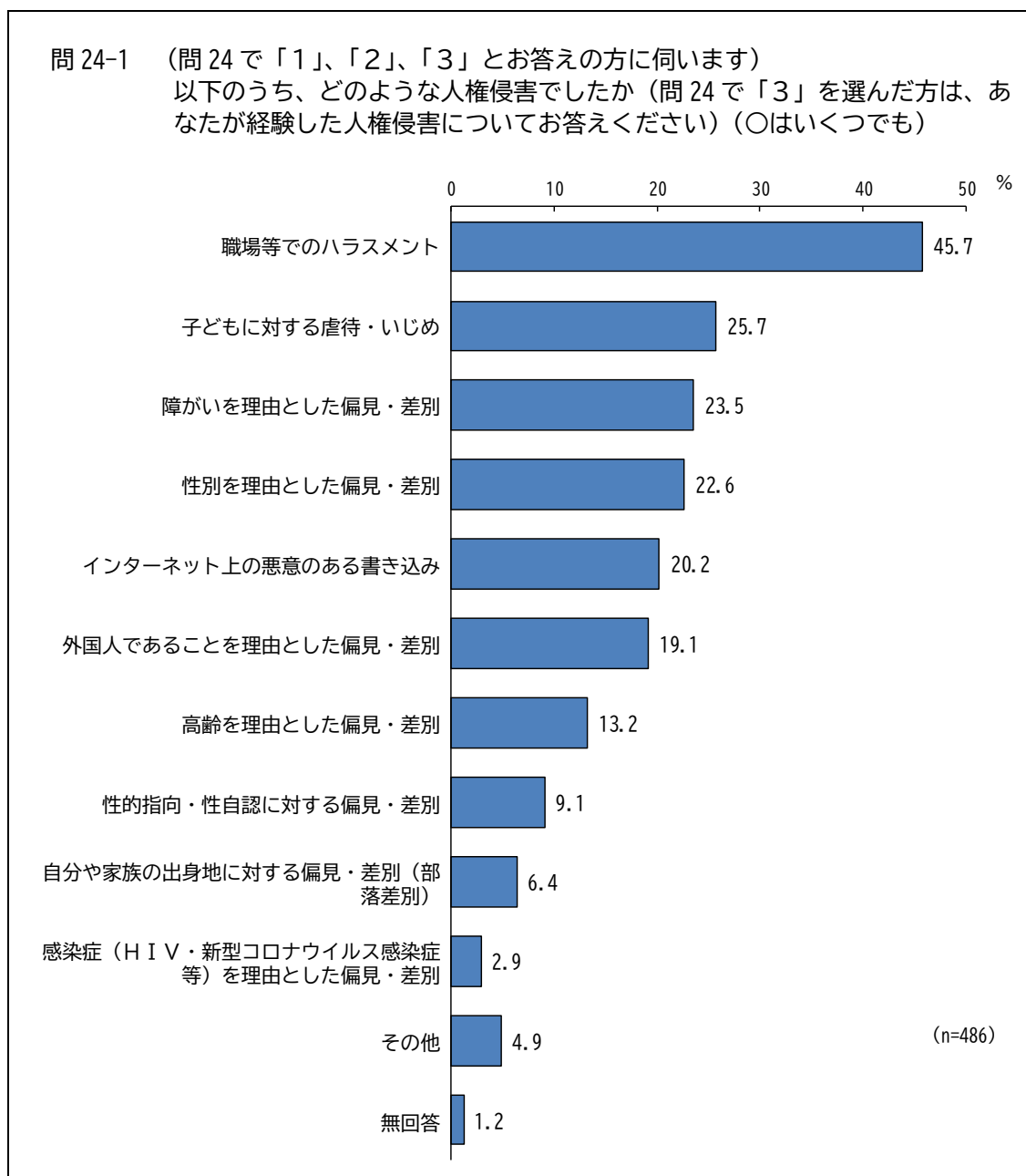


●どのような人権侵害だったか(令和 5(2023)年度調査)

「人権を侵害された経験がある」、「身の周りで見聞きした経験がある」、「どちらも経験がある」と回答した人に対し、どのような人権侵害であったかを尋ねた

ところ、「職場等でのハラスメント」(45.7%)が4割半ばで最多であり、「子どもに対する虐待・いじめ」(25.7%)、「障がいを経験した理由とした偏見・差別」(23.5%)が続きました。

職場等でのハラスメント防止に向けた取組の推進とともに、子どもに対する虐待・いじめ防止や、障がいに対する理解促進のための取組を一層進めていくことが必要です。



以上の結果から、人権を取り巻く社会情勢の変化や人権問題の複雑化・多様化、社会の人権意識の変化等に適切に対応しながら、効果的かつ継続的に啓発を推進していくことが求められています。

また、人権を侵害された際の相談窓口やさまざまな支援制度の周知等にも引き続き力を入れていく必要があります。